

# 第9回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

## 議事概要

1. 日 時 平成21年 4月17日(金) 15:00～17:05
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社から経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の17件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。

その後、12月24日に開催した第8回助成委員会において継続審議となった案件について、事務局より説明を行った。

(議事)

(審議事項)

新たな審議案件(17件)

- (議題1) 溝切り作業等を省力化した新たな電気防食工法の開発
- (議題2) 大断面トンネル暫定2車線運用における新型照明器具の開発
- (議題3) トンネル用多孔陶管における新たな設置方法の開発
- (議題4) IC施設を近接するICへ集約することによる受配電設備の低電圧化
- (議題5) 橋梁の架設方法の工夫による厚木ICの通行止め回数の削減
- (議題6) 汚染土壌の発生量の削減及び処理方法の見直し
- (議題7) トンネル内円形水路の断面及び施工方法の見直し
- (議題8) 関係機関との協議による中央分離帯構造の見直し
- (議題9) 関係機関との協議による貯水池内への橋脚構築に伴う橋梁上部構造の見直し
- (議題10) 地元との協議による環境対策施設の見直し
- (議題11) 地元との協議による道路構造の変更(橋梁を土工に見直し)
- (議題12) 地元との協議による道路構造の変更(橋梁の一部を土工に見直し)
- (議題13) 地元との協議による横断構造物(パイプカルバート)の見直し
- (議題14) 地元との協議による横断構造物(カルバートボックス)の見直し
- (議題15) 関係機関との協議による建設発生土の受入れ
- (議題16) 関係機関との協議による土砂運搬先及び運搬経路の見直し
- (議題17) 本線線形変更に伴う通信ケーブルの敷設方法の見直し

第8回委員会における課題事項

- (議題18) 早期供用に係る助成対象の整理

議題1から6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・この案件も他社が積極的に採用していく必要がある。(委員)

議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうかについて、結論が出なかったので、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとする。

主な意見は以下のとおり。

- ・認定に関しては問題無いが、協議相手が地元住民と公的機関とでは協議した努力に差があるのでないか。(委員)
- ・協議相手の「工事完成後に現地確認の上判断したい」という当初の意向に基づき、今回交渉協議したものであることから、会社の経営努力としてみなすことには、違和感がある。(委員)
- ・協議にかなりの時間と労力を費やして努力しているのではないか。(委員)
- ・当初協議においては、精一杯努力して当初計画になったのであれば、その後の努力は、認められるのではないか。(委員)
- ・本件と類似する先事例の考え方を確認する必要がある。(委員)

議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・当初の協議前に必要貯水量等を把握し、形式の妥当性を検討すべきだったのではないか。(委員)
- ・相手が公的機関でも、このような事例は推奨していくべきである。(委員)

議題10について、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうかについて、結論が出なかったので、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとする。

主な意見は以下のとおり。

- ・設計の検討条件が変わったのであれば、それを見直すのは当たり前なのではないか。(委員)
- ・全体の社会情勢、大きな変化に対応する判断であり、特段の努力ということで認定するのは厳しいのではないか。(委員)
- ・一度、地元と確認書を締結した後で、協議された担当の方は大変だというのは非常に良く理解出来る。(委員)
- ・今後、類似事例が出る可能性があるので、認定の判断基準を設けたほうが良いのではないか。(委員)

議題11について意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・地域分断という問題がある中での協議はかなり苦労されたのではないかと。(委員)
- ・何度も協議したことに対する努力は認められるが、地元の選択の問題であるとも解されるため、経営努力と認めることに疑問を感じる。(委員)

議題12について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題13について意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・土地利用が変わったということで、構造変更を検討するのは当然のことであり、会社の経営努力とは認められないのではないかと。(委員)
- ・協定時の計画に対して、費用を縮減する結果を導いたのであれば会社の経営努力として認めても良い。(委員)

議題14について意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・構造変更について地元と協議することは、会社の経営努力に値するのではないかと。(委員)
- ・自治体の計画に合わせて、会社が計画を変更したように思える。(委員)

議題15について意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・本案件は、発注者の責務の範疇であり、当然しなければならないことではないかと。(委員)
- ・当初計画時は、周辺工事の情報が無いので仕方がないが、工事計画が具体化するにつれて、発注者として当然やるべきことであり、助成の対象とするのはいかがかと。(委員)
- ・協定時の計画に対して、費用を縮減する結果を導いたのであれば会社の経営努力として認めても良い。(委員)
- ・環境面から考えれば、こうした行為を更に加速させることにつながるのと、助成を行っても良いのではないかと。(委員)

議題16について意見が分かれたため、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうかについて、結論が出なかったため、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとする。

主な意見は以下のとおり。

・議題15の案件とほぼ同様の内容であり、現場において当然すべきことではないか。(委員)

・地元や自治体と協力して土捨場を確保するのは当然のことである。(委員)

土捨場を確保するために国と会社で一体となって取り組んだ経緯がある。(中日本高速道路株式会社)

・現場技術者の原則的な責務の範疇で行うべきものであるとすれば、本件のような案件を認めることは、他の現場で同様な判断をしている技術者にも影響するのではないか。(委員)

・会社の補足説明により、会社の経営努力内容が異なってくるため、再整理。(委員)

議題17について意見が分かれたため、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうかについて、結論が出なかったため、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとする。

主な意見は以下のとおり。

・当初計画の段階で、前後に橋梁があることが分かっているはずで、少し検討すれば、変更計画の案が出てきたのではないか。(委員)

・当初計画の検討が足りなかったのではないか。(委員)

・先行事例においても、当初計画の施工計画で実施されているのか確認が必要。その事実関係を踏まえて、再度、次回の委員会で審議したい。(委員)

議題18については、次回以降の委員会において審議することとする。